

足場作業特別教育開催のご案内

平成27年度の労働安全衛生規則改正により、足場からの墜落防止措置を強化するため、足場の組立て、解体又は変更の作業のための業務に労働者を就かせるときは6時間の特別教育を受けさせなければならないこととなりました。

当協会では、**足場作業特別教育**を実施いたしますので、足場作業に携わる方は受講していただきますよう、貴団体からも周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 特別教育の科目

科 目	時 間（6時間）
1 足場及び作業の方法に関する知識	3：00
2 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30
3 労働災害の防止に関する知識	1：30
4 関係法規	1：00

2. 受講対象者

足場の組立て、解体又は変更の作業に従事する者は、特別教育を修了しなければならないとされています。また、新たに足場の組立て等の作業に従事する者は、その作業に従事するまでに特別教育を受けておく必要があります。

なお、足場の組立等作業主任者、とび1級又は2級の技能士等をお持ちの方はこの特別教育を受ける必要はありません。

3. 日 時 令和7年2月5日（水） 9時～16時
（10分前には受付を済ませてください。）

4. 会 場 帯広職業能力開発センター（西22条北2丁目29-4）

5. 受 講 料 9,400円

6. 申 込 期 限 令和7年1月15日（水）まで

7. その他

- ・定員は40名です。定員になり次第受付を締め切ります。
また、受講希望者が少ない場合は、中止となる場合があります。
- ・手指消毒・マスクの着用は個人の判断にて行ってください。また、発熱等体調不良の際は、参加をご遠慮いただく場合があります。
- ・スリッパを用意しておりますが、数に限りがございますので上履きをご持参ください。

《申込方法》

・受講申込書

申込用紙は各団体に郵送いたします。足りない場合はコピーをしてご利用ください。また、当協会ホームページにてダウンロードができますので、ご利用ください。

※FAX送信されたものは利用できません。ご注意ください。

今年度から申込書の様式が新しくなっております。

前の様式は使用できませんのでご注意ください。

・証明写真1枚（受講申込書に張り付けてください。）

※申請前6ヶ月以内に撮影した上半身脱帽、無背景、白黒可

・受講料

以上3点を申込期限までに現金書留で送付 又は持参して下さい。

なお、当協会の会員以外の方が申し込みをする場合には、事前に電話連絡をお願いします。

《申込・問い合わせ先》

帯広地方職業能力開発協会

〒080-2462 帯広市西22条北2丁目29番4号

TEL 0155-37-4936 FAX 0155-37-5216

※当協会ホームページアドレス

<http://www.obi-syokuno.ac.jp/>（申込書・案内文書のダウンロードができます。）